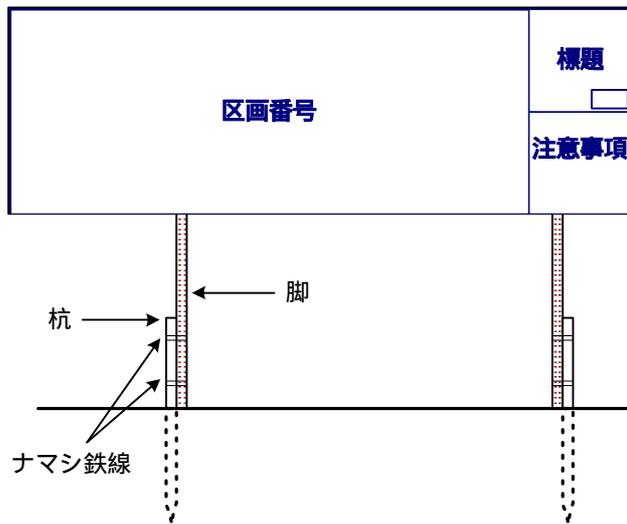


参議院議員通常選挙に係るポスター掲示場の作製、設置及び撤去業務（西区）仕様書

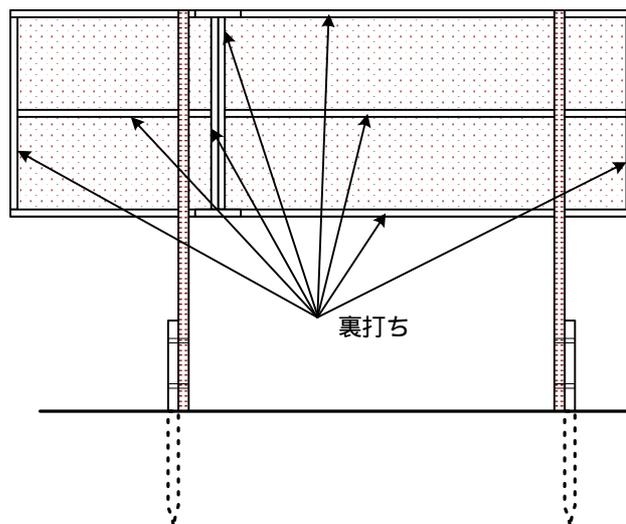
- 1 ポスター掲示場（以下、「掲示場」という。）の各部の名称は、別紙1のとおりとする。
- 2 掲示場の材質及び寸法等は、別紙2及び別添「ポスター掲示場の設計図」のとおりとする。
- 3 掲示場の数量は、別紙3のとおりとする。
- 4 掲示場の設置箇所及び掲示場の番号は、別添「ポスター掲示場設置場所一覧表」のとおりとする。ただし、設置開始までに設置箇所が変更されることもあり得るので、後記6の別紙5の1(3)のとおり、設置前に区選挙管理委員会事務局職員から設置場所について詳細な指示を受けること。
- 5 掲示板の印刷は、別紙4のとおりとする。
- 6 受注者の業務は、別紙5のとおりとする。
- 7 その他
この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、広島市選挙管理委員会事務局と受注者が協議して定めるものとする。
- 8 添付書類
ポスター掲示場の設計図
ポスター掲示場設置場所一覧表

ポスター掲示場の各部の名称 (10 区画)

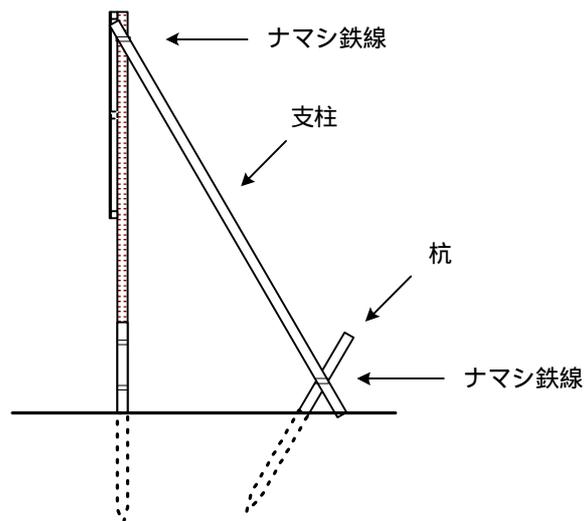
(正面図)



(裏面図)



(側面図)



ポスター掲示場の材質及び寸法等について

ポスター掲示場の材質及び寸法等は、別表のとおりとする。

【留意事項】

第1 掲示板について

- (1) 使用期間中は、風雨に耐えるものであること。
- (2) 掲示板として再生パルプ耐水ボード（グリーンマーク表示品）を使用する場合は、当該品が上下左右の側面から浸水しないものであること。
- (3) 掲示板としてPET樹脂再生ボード（エコマーク認定品）を使用する場合は、当該品が難燃性を有すること。
- (4) 掲示板としてポリプロピレン樹脂ボード（エコマーク認定品）を使用する場合は、遮光性を有するものであること。
- (5) 押しピン又は両面テープのどちらでもポスターを掲示することができるものであること。

第2 釘及び針金について

1 掲示板と掲示板の裏打ちタルキをとめる場合

- (1) 25 mm以上の釘を約 200 mm間隔で使用する。
- (2) 掲示板の表面が釘の錆などで汚れないように、次のような防止策を施すこと。
 - ① ユニクロボード釘を使用し、釘の頭を塗装する。
 - ② メッキ処理した釘を使用する。
- (3) 裏打ちタルキ（横）を掲示板の中央に取り付ける場合は、区画番号の上下の区切線上に釘を打つことができる位置とすること。
- (4) 掲示板が釘の頭を抜けて落下するおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

2 掲示板の裏打ちと脚のタルキどうしをとめる場合

- (1) 接合箇所1箇所につき、釘を2本使用し、脚1本につき2箇所以上でとめること。
- (2) 釘は60 mm以上のスクリーナー釘を使用し、掲示板側から脚側に向けて打つこと。掲示板が落下するおそれがある場合は、その防止策を施すこと。
- (3) 掲示板の表面が釘の錆などで汚れるおそれがある場合は、メッキ処理したスクリーナー釘またはステンレススクリーナー釘を使用すること。
- (4) 掲示板の裏打ちと脚のタルキが外れるおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

3 掲示板の脚と支柱のタルキどうしをとめる場合

- (1) 接合箇所1箇所につき、釘を2本以上使用し、かつ、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
- (2) 釘は70 mm以上のものを使用すること。接合箇所が外れるおそれがある場合は、スクリーナー釘を使用すること。
- (3) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。
- (4) 掲示板の脚と支柱のタルキが外れるおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

4 掲示板の脚と杭のタルキどうしをとめる場合

- (1) 脚ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用して、2箇所以上でとめること。
- (2) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。

5 掲示板の支柱と杭のタルキどうしをとめる場合

- (1) 支柱ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
- (2) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。

- 6 接合には、釘の代わりにビスを使用してもよい。ただし、ビスの本数や接合箇所数は釘による場合と同じ数とし、接合部分が外れないよう釘を使用する場合と同等以上の強度を保つこと。また、錆による汚れ防止及び落下防止についても釘を使用する場合と同様の防止策を施すこと。
- 7 原則として上記1から6以外の方法による部材の接合は認めないが、これにより難しい場合は、受注者は、事前に区選挙管理委員会事務局に協議し、その承諾を得ること。

第3 掲示場の特別な設置方法について

1 掲示場をフェンスに直接とめる場合

- (1) 掲示場の脚ごとに、針金を使用して、2箇所以上でとめること。
- (2) 針金は14番(2.0mm)以上のビニールコーティングしたものを使用すること。
- (3) フェンスを傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

2 掲示場をガードレール等に直接とめる場合

- (1) 掲示場はガードレール等の裏面側(車道等の反対側)に設置し、掲示板がビームに隠されない高さとする。ただし、裏面側が急勾配の法面や河川・水路敷等になっているため設置スペースの確保が困難な場合や設置作業に転落等の危険を伴うなどの場合において、表面側に設置しても交通の支障にならないときは、表面側に設置することも可とする。
- (2) 掲示場の脚ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
- (3) ナマシ鉄線は12番(2.6mm)以上のものを使用すること。
- (4) ガードレール等を傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

3 掲示場をブロック塀に直接とめる場合

- (1) 木枠などを使用する場合は、掲示場の脚ごとにとめること。
- (2) 針金を使用する場合は、掲示場をブロック塀の内側に引っ張ってとめること。なお、針金は14番(2.0mm)以上のものを使用すること。
- (3) ブロック塀を傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

4 上記以外の方法により掲示場を設置する必要が生じた場合、受注者は、区選挙管理委員会事務局に報告し、その指示する方法により設置すること。

第4 2枚以上の掲示板の接合について(該当する場合のみ)

- (1) 2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、掲示場に向かって右側(標題部分のある側)に横幅の大きい再生ボードを使用すること。その際、上下の位置をそろえて接合し、双方の掲示板印刷面に隙間及び段差を生じさせないこと。
- (2) 掲示板の接合には、55mm以上のビス又はステンレススクリュー釘を使用して、3箇所以上でとめること。
- (3) 接合箇所が外れるおそれがある場合は、双方の掲示板の裏打ちタルキの上下部分に、掲示板の接合部分から左右の位置が均等になるようつなぎをあて、それぞれ55mm以上のビス又はステンレススクリュー釘を使用して、2箇所以上でとめること。

(ポスター掲示場一箇所あたり)

区 分		参議院広島県選出議員選挙 (10区画)			備 考	
部 位	材 質	寸法等		数 量		
1 掲示板	PET樹脂再生ボード (エコマーク認定品) 又は 再生パルプ耐水ボード (グリーンマーク表示品)	縦910mm 横1,820mm 厚3.0~4.0mm		1 枚	掲示板の印刷面は白色とすること。(2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、それらが同じ白色であること。) 掲示板の表面又は裏面に、エコマーク認定品又はグリーンマーク表示品である旨の表示をすること。	
	又は ポリプロピレン樹脂ボード (エコマーク認定品) 又は 発注者が同等と認める リサイクル可能なもの	縦910mm 横910mm 厚3.0~4.0mm		1 枚		
2 脚	平タルキ	(太さ) 45mm×45mm	(長さ) 1,770mm	2 本		
3 杭	〃	〃	900mm	4 本	長さは900~1,000mm可	
4 支柱	〃	〃	2,000mm	2 本		
5 裏打ち	縦・側	〃	30mm×30mm	850mm	4 本	太さは30mm×40mmも可 ただし、40mmの側を掲示板に接合すること。
	横・側	〃	〃	1,820mm	2 本	
		〃	〃	910mm	2 本	
	横・中	〃	〃	1,760mm	1 本	
		〃	〃	850mm	1 本	
6 つなぎ	横・側	〃	200mm	2 本		

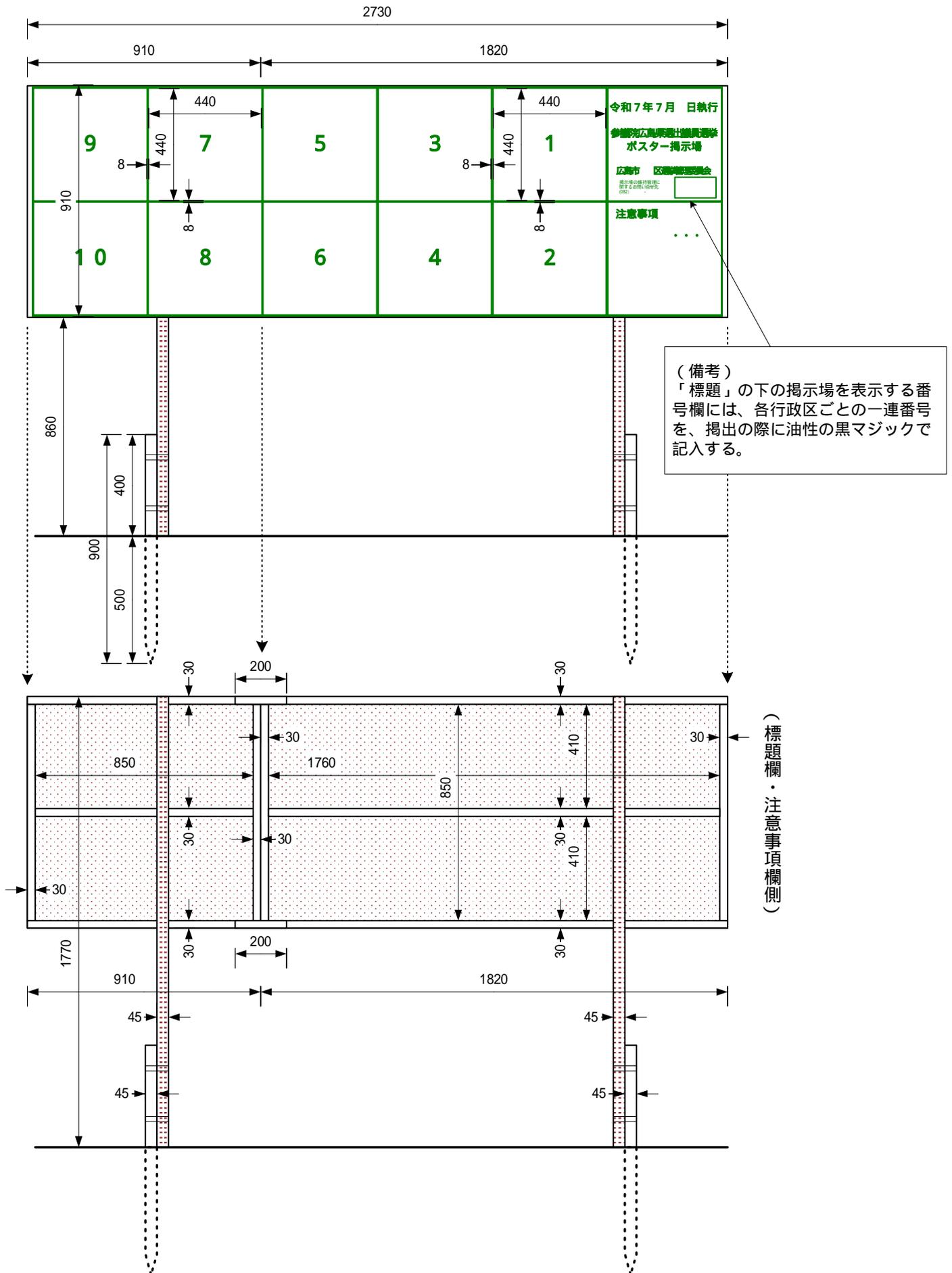
※ 6区画に4区画を追加する方式で設計し算出しているが、最初から10区画分として設計することも可【10区画の場合】

※ 別添「ポスター掲示場の設計図」を参照(設計図は標準の規格を記載している。)

ポスター掲示場の設計図

ポスター掲示場の設計図（10区画 正面図・裏面図）

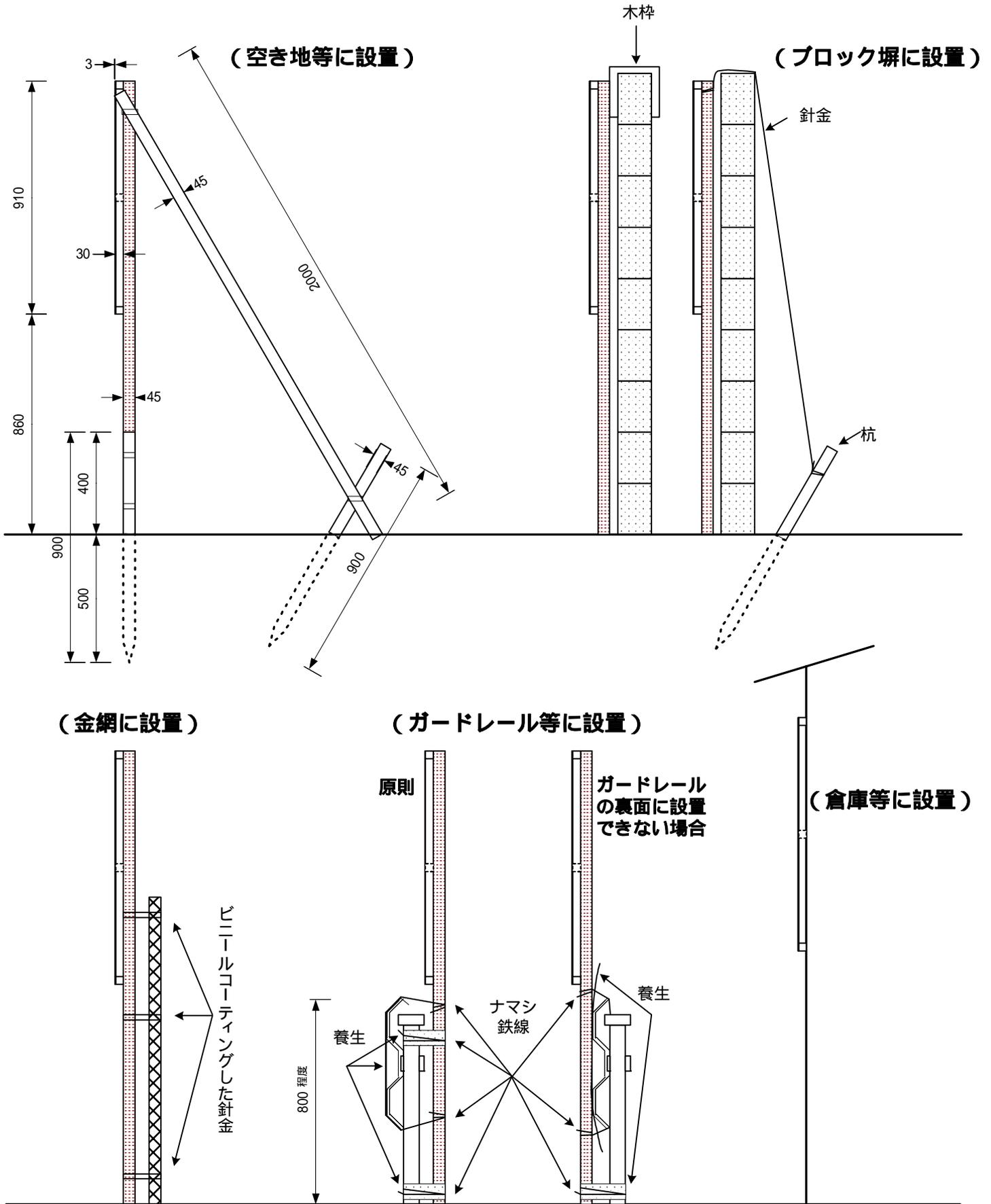
（単位 mm）



表示している大きさは、標準的なサイズである。

ポスター掲示場の設計図（側面図）

（単位 mm）



表示している設置方法は標準的なものである。
 掲示板の高さについては、掲示板が隠れないよう現況に合わせること。
 また、掲示場設置に当たっては、設置場所の農作物、樹木、道路施設、器物等をき損しないこと。

ポスター掲示場の数量

設置方法別の箇所数は、設置時の状況等により、多少の変動があります。
 (区全体の数は変わりません。)

区 分	設置箇所数	設置方法		
		①空き地等に設置し、支えがいる場合	②金網、ブロック塀等に設置し、支えがいない場合	③倉庫等の壁面等に直接取り付けられる場合
	箇所	箇所	箇所	箇所
西区	279	63	216	0

ポスター掲示場設置場所一覧表

参議院議員通常選挙

ポスター掲示場設置場所報告

広島市西区

投票区名	設置場所			設置数	
向地	2	大芝三丁目1番3号 国土交通省大芝宿舍北西側フェンス	3	大芝三丁目1番7号 国土交通省大芝宿舍南西側フェンス	6
	5	大芝三丁目18番 大芝第二公園フェンス	6	大宮三丁目1番地先 グランツ中村東側ガードレール	
大芝北	8	大芝二丁目15番 崇徳学園大芝グラウンド北西側フェンス	9	大芝一丁目5番 大芝第一公園南側植込	6
	11	大宮一丁目1番9号 新庄神社西側石柵	12	大宮二丁目8番 大宮第二公園北側フェンス	
大芝南	14	大芝公園1番 大芝公園「交通ランド」西側植込	15	大芝公園2番 大芝公園西側植込	9
	17	三篠北町15番 三篠北町公園北側フェンス	18	三篠北町15番 三篠北町公園南側フェンス	
	20	大芝一丁目25番18号 大芝小学校南門西側植込	21	大芝一丁目25番18号 大芝小学校東門南側植込	
三篠第一	23	三篠町一丁目9番25号 三篠小学校南側植込	24	三篠町一丁目9番25号 三篠小学校東側フェンス	10
	26	三滝町5番 三滝公園南側フェンス	27	三滝町二丁目13番 三篠町公園西側植込	
	29	竜王町 竜王公園テニスコート北西駐車場前植込	30	竜王町 竜王公園管理センター前植込	
	32	竜王町7番 竜王集会所南東側ガードパイプ			
三篠第二	33	横川町三丁目2番 市営横川立体駐車場南側フェンス	34	横川町三丁目2番 横川駅前広場植込	7
	36	楠木町一丁目4番 ユアコート楠木向側コンクリート壁	37	横川町二丁目1番 横川第二公園西側フェンス	
	39	楠木町一丁目14番8号 芸陽バス車庫東側フェンス			
三滝	40	三滝本町一丁目1番15号 駐車場南側ガードレール	41	三滝本町二丁目16番25号 三滝本町集会所内	7
	43	三滝本町一丁目30番 三滝本町第一公園南側ガードレール	44	三滝本町二丁目6番 JR三滝駅駐輪場北側フェンス	
	46	三滝本町二丁目11番 三滝本町第一公園南側石垣			
中広	47	中広町二丁目9番 ニシキ観光前歩道フェンス	48	中広町三丁目8番 中広河岸公園東側	8
	50	中広町三丁目28番 中広第三公園東側フェンス	51	山手町9番23号 山手中継ポンプ場フェンス	
	53	横川町一丁目9番 横川第一公園北側フェンス	54	中広町二丁目16番 中広第二公園東側	

ポスター掲示場設置場所報告

広島市西区

投票区名	設置場所			設置数	
天満	55	中広町一丁目14番地先 中広第一公園北西角ガードレール	56 中広町一丁目14番 中広第一公園東側植込	57 天満町1番27号 天満小学校西側植込	8
	58	天満町1番27号 天満小学校東側植込	59 上天満町10番28号 フレスタ上天満店西側フェンス	60 天満町3番 天満公園南側ガードパイプ	
	61	観音町9番 観音公園西側鉄柵	62 観音町5番 県営東観音住宅2号館南側植込		
福島	63	都町31番 都町公園南側フェンス	64 小川内町一丁目12番 小川内町公園東側鉄柵	65 小川内町二丁目6番8号 小川内保育園西側植込	7
	66	福島町一丁目18番1号 ふくしま保育園正門横植込	67 福島町二丁目2番地先 西区役所北側緑地帯	68 福島町二丁目17番 福島第二公園西側フェンス	
	69	福島町二丁目20番1号 西区厚生部・西区地域福祉センター駐車場			
観音	70	観音本町一丁目8番 観音本町公園南側	71 観音本町一丁目21番 観音本町第一公園北側植込	73 観音本町二丁目1番26号 観音小学校正門西側植込	8
	74	観音本町二丁目1番26号 観音小学校東門南側フェンス	75 東観音町30番 観船橋西詰東観音河岸公園北側ガードパイプ	76 西観音町1番地先 東観音町交差点南側緑地帯	
	77	西観音町3番 西観音町電停北側緑地帯	107 東観音町1番 緑大橋西詰交差点北側緑地帯		
南観音第一	78	南観音二丁目8番 ピュアークック観音店駐車場前ガードパイプ	79 南観音町4番10号 県立広島観音高等学校東側コンクリート塀	80 南観音町4番10号 県立広島観音高等学校西側コンクリート塀	7
	81	南観音町12番 南観音町第一公園西側植込	82 南観音一丁目4番 南観音第一公園南側フェンス	83 南観音三丁目4番6号 観音中学校正門南部分植込	
	84	南観音三丁目4番6号 観音中学校西門北側フェンス			
南観音第二	85	南観音八丁目3番 南観音第六公園西側植込	86 南観音六丁目3番 南観音第五公園西側フェンス	87 南観音六丁目4番9号 南観音小学校体育館南側フェンス	7
	88	南観音六丁目5番45号 南観音小学校南門西側フェンス	89 南観音五丁目9番 木本宅畑北側フェンス	90 南観音七丁目9番 南観音第三公園北側フェンス（東寄り）	
	91	南観音七丁目9番 南観音第三公園南側フェンス（東寄り）			
南観音第三	92	観音新町一丁目30番 市営観音新町東住宅2号棟B南側フェンス	93 観音新町三丁目8番 南観音ポンプ場北側フェンス	94 観音新町一丁目21番 三菱重工業観音社宅F号館南側植込	10
	95	観音新町一丁目21番 三菱重工業観音社宅F号館北側フェンス	96 観音新町一丁目21番 三菱重工業ファシリティアンドプロパティズ（株）F棟社宅北駐車場東側フェンス	97 観音新町二丁目11番 県営総合グラウンド東側フェンス	
	98	観音新町二丁目11番 県営総合グラウンド北側フェンス	99 観音新町二丁目16番 南観音公民館駐車場北側フェンス	100 観音新町三丁目8番40号 観音新町会館北側フェンス	
	108	観音新町四丁目10番 観音新町第三公園			

ポスター掲示場設置場所報告

広島市西区

投票区名	設置場所			設置数	
新庄	101	新庄町27番地先 市営新庄団地集会室前ガードパイプ	102	新庄町9番 新庄公園フェンス	7
	104	新庄町40番地先 天王橋西詰南側ガードパイプ	105	新庄町44番 新庄西公園西側フェンス	
	109	新庄町28番 新庄市営アパートNo. 6東側フェンス			
己斐第一	501	己斐西町21番 中国財務局己斐住宅東側フェンス	502	己斐本町三丁目1番 己斐本町コープマンション向ガードレール	9
	504	己斐本町一丁目24番地先 源左衛門橋北詰交差点東側ガードパイプ	505	己斐本町二丁目10番 己斐本町公園西側フェンス	
	507	己斐西町19番 己斐西町第一公園南側フェンス	508	己斐本町一丁目11番 西広島駅北駐輪場北側フェンス	
己斐第二	509	己斐東一丁目2番 「櫛」駐車場北側ガードレール	511	己斐上一丁目6番地先 紅葉園バス停ガードレール	6
	513	己斐中一丁目12番 旭山神社入口前歩道フェンス	514	己斐上一丁目1番1号 己斐小学校正門前植込	
己斐第三	515	己斐上一丁目15番地先 己斐峠入口バス停前フェンス	516	己斐上一丁目14番 己斐上集会所東側ガードレール	7
	518	己斐上四丁目24番 己斐上三丁目バス停前フェンス	519	己斐上四丁目2番55号 己斐上公民館入口フェンス	
	521	己斐上四丁目27番 己斐上第五公園北側フェンス			
己斐第四	522	己斐中三丁目25番 柴田宅向側畑	523	己斐東二丁目29番 己斐東第二公園内	7
	525	己斐東二丁目10番 己斐東第三公園東側植込	526	己斐中三丁目46番 己斐中第二公園南側フェンス	
	528	己斐東二丁目11番 己斐東第五公園内			
己斐第五	529	己斐大迫三丁目24番 大迫公園東側ガードレール	530	己斐上六丁目455番地 己斐上小学校正門東側擁壁	8
	532	己斐大迫二丁目21番 ピュアークック己斐上店駐車場前植込	533	己斐大迫二丁目24番 国迫公園東側フェンス	
	535	己斐大迫三丁目41番 茶臼台公園東側フェンス	667	己斐大迫三丁目2番地先 武田宅向側ガードレール	
己斐第六	536	己斐上二丁目27番 己斐上第三公園北側フェンス	537	己斐上二丁目37番 もみじが丘第二公園北側入口東側ガードレール	7
	539	己斐上三丁目35番1号 己斐中学校正門東側植込	540	己斐上三丁目55番 明山公園入口東側フェンス	
	542	己斐上二丁目57番 もみじが丘第三公園北側ガードレール			

ポスター掲示場設置場所報告

広島市西区

投票区名	設置場所			設置数	
己斐第七	543	己斐上五丁目21番 棕木宅向側ガードレール	544	己斐上五丁目60番 己斐上第二公園西側ガードレール	6
	546	己斐上五丁目19番 日生西公園入口南側（石垣）	547	己斐上五丁目44番 防災調整池西側ガードレール	
庚午北	549	庚午北一丁目8番 法瀧寺駐車場東側フェンス	550	庚午北一丁目15番 庚午第六公園東側フェンス	7
	552	庚午北二丁目14番 庚午第一公園東入口西側フェンス	553	庚午北二丁目14番 庚午第一公園南東角フェンス	
	555	庚午北四丁目9番17号 庚午中央会館前フェンス			
庚午中	556	庚午中二丁目6番13号 めぐみ幼稚園東側フェンス	557	庚午中二丁目6番 めぐみ幼稚園北側フェンス	7
	559	庚午中二丁目14番 庚午第三公園西側鉄柵	560	庚午中二丁目17番 ヒガシ宅（17番15号）先空地南側 ガードフェンス	
	562	庚午中三丁目6番 寺岡ビル前公園北側フェンス			
庚午	563	庚午中一丁目15番1号 庚午小学校東門北側ブロック塀	564	庚午中一丁目16番 庚午小学校グラウンド西側植込	10
	566	庚午中四丁目12番48号 庚午中学校プール西側植込	567	庚午中四丁目17番 庚午第四公園西側フェンス	
	569	庚午南一丁目26番 市営庚午南住宅16号棟西側植込	570	庚午南二丁目38番 草津球場東側植込	
	668	庚午南一丁目19番 庚午第五公園北側フェンス			
高須第一	572	古江東町1番17号 古田保育園東側フェンス	573	高須一丁目4番 市営高須アパート1号棟南側ブロック塀	5
	575	高須三丁目4番 高須第一公園入口左側	576	高須二丁目12番地先 ブルミエール高須向側フェンス	
高須第二	577	高須四丁目5番24号 西消防団古田分団高須車庫南側擁壁	578	高須台五丁目6番 高須台第三公園南側フェンス	8
	580	高須台一丁目1番地先 清水宅東側ガードパイプ	581	高須台一丁目3番地先 高須台中央バス停前フェンス	
	583	高須台四丁目10番地先 高須台第二公園南西側ガードパイプ	584	高須台六丁目6番 高須台第四公園入口西側ガードパイプ	
古田	585	古江東町11番 望月宅所有畑東側植込	586	古江上二丁目430番地先 古江上公園南側フェンス	7
	588	古江西町22番 古江西町公園西側フェンス	589	古江西町19番15号 古田公民館駐車場ブロック塀	
	591	古江新町13番 古江新町第一公園東側フェンス			

ポスター掲示場設置場所報告

広島市西区

投票区名	設置場所				設置数		
山田	592	山田町 梅の木花壇東端	593	山田町885番地先 山田集会所前ガードパイプ	594	山田新町一丁目17番4号 山田児童館東側フェンス	6
	596	山田新町一丁目27番 山田公園西側ガードレール	597	山田新町二丁目21番1号 山田小学校正門前植込	598	山田新町二丁目4番 山田第一公園南側フェンス	
草津第一	599	草津東二丁目2番 草津第二公園西側鉄柵	600	草津東二丁目12番1号 草津小学校南側フェンス	601	草津東二丁目12番1号 草津小学校東側植込	5
	603	草津東三丁目5番 島内宅南側ガードレール	669	草津東三丁目10番地先 森松宅向側ガードレール			
草津第二	602	草津新町一丁目7番 草津新町第一公園北東側フェンス	604	草津南一丁目16番 西部埋立第八公園北側	605	草津南一丁目16番8号 みゆき保育園西側フェンス	7
	606	草津新町一丁目18番 西部埋立第七公園東側フェンス	670	草津新町一丁目19番 合同宿舎草津住宅東側フェンス	671	扇一丁目1番 西部水資源再生センター正門東側植込	
	672	扇二丁目1番 キョウワロジックス(株)向側フェンス					
鈴が峰	607	鈴が峰町36番2号 鈴が峰小学校西側フェンス	608	鈴が峰町36番2号 鈴が峰小学校北側フェンス	609	鈴が峰町40番 鈴が峰住宅東バス停北側フェンス	8
	610	鈴が峰町8番 力田病院西側緑地	611	鈴が峰町41番 鈴が峰住宅バス停前フェンス	612	鈴が峰町27番 ガーデンハウス鈴が峰西側ガードレール	
	613	鈴が峰町43番 市営鈴が峰西アパート22号棟西側公園 フェンス	673	鈴が峰町28番 鈴が峰小学校下バス停北側植込			
田方第一	614	田方一丁目10番 田方第一公園緑地前鉄柵	615	田方一丁目11番 田方第一公園前フェンス	616	田方一丁目20番21号 田方集会所入口ブロック塀	6
	618	田方一丁目22番 西広島バイパス田方4号トンネル南側 ガードパイプ	619	田方二丁目34番 西村宅東側水路ガードパイプ	620	田方一丁目21番 田方第七公園東側フェンス	
田方第二	621	田方二丁目1番 田方第四公園内	622	古田台一丁目12番 古田台公園北側ガードパイプ	623	田方二丁目19番 県公舎5号棟駐車場南側フェンス	7
	624	古田台二丁目1番地先 古田台小学校向側ガードパイプ	625	古田台二丁目8番 古田台第一公園北側フェンス	626	田方二丁目6番12号 田方上集会所角法面	
	627	田方三丁目722番地地先 田方東陽台バス停前ガードフェンス					
井口明神	628	草津港一丁目8番 中央卸売市場正門東側植込	629	井口明神一丁目13番1号 井口明神小学校西側フェンス	630	井口明神一丁目13番1号 井口明神小学校南側フェンス	10
	631	井口明神二丁目12番 井口中学校南側緑地	632	井口明神三丁目1番 西部埋立第一公園東側フェンス	633	井口明神一丁目2番 西部埋立第四公園(西側)南東側フェン	
	634	草津新町二丁目7番 西部埋立第四公園(東側)南東側フェン	635	草津新町二丁目22番 西部埋立第十公園東側フェンス	674	草津新町二丁目1番 西部埋立第七公園西側フェンス	
	675	商工センター四丁目1番1号 西消防署井口出張所東側フェンス					

ポスター掲示場設置場所報告

広島市西区

投票区名	設置場所			設置数			
井口台	636	井口台一丁目5番 駐車場北側ガードレール	637	井口台一丁目15番 井口台東第二公園北側フェンス	8		
	639	井口台二丁目23番24号 井口台中央バス停（フジ井口店南側）植	640	井口台二丁目3番 井口台西第三公園北側ガードレール		641	井口台二丁目25番 井口台西第二公園北側ガードレール
	642	井口台三丁目6番 井口台公園北側フェンス	643	井口台三丁目24番 井口台西第一公園南側フェンス			
井口第一	645	井口二丁目5番 井口公園東側ガードパイプ	646	井口二丁目1番4号 井口集会所階段手すり部	647	井口一丁目2番地先 JR新井口駅西側ガードレール	5
	648	井口二丁目7番 井口二丁目歩道橋北側階段下	649	井口二丁目14番 井口保育園駐車場西側法面			
井口第二	650	井口鈴が台一丁目4番 鈴が台第二公園	651	井口鈴が台一丁目14番 鈴が台第三公園北側フェンス	652	井口鈴が台二丁目2番 鈴が台公園北側石垣	8
	653	井口鈴が台二丁目5番 鈴が台第四公園東側ガードレール	654	井口鈴が台三丁目10番 鈴が台第一公園南側植込	655	井口鈴が台三丁目10番 北側ガードレール	
	656	井口鈴が台三丁目17番 聖モニカ幼稚園北側ガードレール	657	井口鈴が台二丁目14番8号 井口公民館入口西側擁壁			
井口第三	658	井口三丁目4番 市営井口住宅B棟西側入口左側植込	659	井口四丁目12番 井口第五公園フェンス	660	井口四丁目7番 井口第六公園フェンス	8
	661	井口五丁目33番 井口第三公園南側フェンス	662	井口四丁目41番 井口第一公園北側ガードレール	663	井口五丁目11番 井口第二公園西側フェンス	
	664	井口五丁目11番 井口第二公園東北角側フェンス	665	井口五丁目34番地先 広島工業大学高等学校グラウンド北側フェ ンス			
計38投票区						計	279

参議院広島県選出議員選挙 ポスター掲示板の印刷
(西区)

区画番号欄					令和7年7月 日執行 参議院広島県選出議員選挙 ポスター掲示場	標題欄
9	7	5	3	1	掲示場の維持管理に 関するお問い合わせ先 <input type="text"/>	ポスター 掲示場の 番号欄
10	8	6	4	2	注意事項 ポスターは、立候補の届出の順 位と同じ番号の表示してある区 画にはってください。 この掲示場は、参議院広島県選 出議員選挙の候補者以外の方は 使用できません。 掲示場をこわしたり、ポスター をやぶったりすると罰せられま す。 <input type="checkbox"/>	注意事項欄 グリーンマーク 又はエコマーク (表面に印刷 する場合)

第1 印刷色
緑色（2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、それらが同じ緑色であること。）

第2 文字種
ゴシック文字による横書きで、標題欄、注意事項欄及び区画番号欄を印刷すること。
標題欄、注意事項欄及び区画番号欄の文字の大きさは、区画の大きさとのバランスを考慮すること。
区画番号欄の番号は、算用数字を用い、数字の大きさは、縦100mm、横80mm、文字幅15mmとすること。
なお、線幅は8mmとすること。

第3 その他
印刷部分の月日に変更が生じた場合は、広島市選挙管理委員会の指示に従うこと。
グリーンマーク又はエコマークを表面に表示する場合は、注意事項欄の右下に表示することとし、大きさは幅50mmとすること。

受注者の業務について

受注者の業務は、次のとおりとする。

1 掲示場設置前

- (1) 受注者は、契約後、直ちに担当者の氏名、職名及び連絡先を広島市選挙管理委員会事務局（以下「市選管」という。）及び区選挙管理委員会事務局（以下「区選管」という。）に文書で報告すること。
- (2) 受注者は、契約後、市選管が別途指示する日までに「着手届」を市選管に提出すること。
- (3) 掲示場の設置場所等について、設置前に、区選管から「位置図」、「ポスター掲示場設置場所一覧表」及び「ポスター掲示場設置場所付近見取図」を受領するとともに、区選管職員から設置場所及び施行方法等について詳細な指示を受けること。
- (4) 掲示場の設置及び維持管理に従事する者のうち一人は作業責任者（会社社員）とし、作業員の指揮監督を行うこと。
なお、受注者は、契約後、市選管が別途指示する日までに、作業責任者及び主な作業員の住所、氏名、職名及び電話番号を、市選管及び区選管に「作業責任者及び作業員名簿の提出について」により報告すること。
- (5) 受注者は、市選管が別途指示する日までに、**受託業務実施計画書**を作成し、市選管及び区選管に各1部提出すること。
- (6) 受注者は、市選管が別途指示する日までに、印刷の版下原稿等（原寸大）を市選管に持参し、市選管職員の指示を受けること。なお、校正は責任校正とする。
- (7) 受注者は、設置前に、掲示板、タルキ等部材一組を区選管に持参し、区選管職員の確認を受けること。その場合手直し等も考えられることから、日程的に余裕を持って確認を受けること。

2 掲示場の設置

- (1) 掲示場は、令和7年6月13日（金）以後設置を開始し、令和7年6月27日（金）までに設置を完了すること。なお、設置開始については、事前に市選管及び区選管に電話連絡し、確認を受けること。
- (2) 設置にあたっては道路交通法等の法令を遵守するとともに、交通誘導警備等を行う者を配置し、交通安全の確保に努めること。
- (3) 掲示場の設置開始日から設置完了日までの間、設置が終了した掲示場の番号を区選管にファクス等により毎日報告すること。
- (4) 掲示場設置完了後、区選管職員の確認を受けること。この際、補修、移動等の指示があった場合は、区選管が指定する期間内に補修等を行った上で、区選管職員に再度確認を受けること。
- (5) 設置にあたっては次の点に注意するとともに、設置方法等に疑義が生じたときは、直ちに区選管職員の指示を求めること。
 - ① 掲示場設置場所の農作物、樹木、道路施設、器物等をき損しないこと。
 - ② 設置した掲示場が、歩行者や車両の通行・視界の妨げになっていないこと。
 - ③ ガードレール等へ設置する場合、ガードレール等の裏面側（ガードレールより路肩側）に設置することを原則とする。その際、ガードレール等で掲示板が隠れないよう掲示場の高さを調整すること。なお、裏面側では設置スペースの確保や固定が困難な場合、設置作業に転落の危険を伴う場合（路肩側が急勾配の法面や河川・水路敷等になっているなど）等で交通の支障にならないときは、表面側に設置することも可とする。
 - ④ 掲示場を坂道や窪地等に設置する場合、掲示場の脚を切る又は継ぎ足すなどして、掲示場を

水平にするとともに掲示板の位置を適当な高さ（目線の高さ）にすること。

(6) 標題中の番号欄には、掲示場の番号を油性の黒マジックにより記入すること。

(7) 受注者は、参議院議員通常選挙の日程が確定したら、設置完了日までに日付（和暦）が表記されたシール等を作成し、貼り付けること。なお、日付（和暦）の字体は既にポスター掲示場に印刷されている文字と同じ字体に合わせること。

ただし、ポスター掲示場の作製前に日程が確定している場合は、事前に日付を印字することも可とする。

(8) 受注者は、掲示場の設置完了後「**設置届**」を区選管を経由して市選管に提出すること。また、区選管には、掲示場設置後の掲示場の写真（掲示場の番号順に並べた写真台帳、又は掲示場の番号をファイル名に付した画像データ）を添付して提出すること。

3 掲示場の維持管理

(1) 受注者は、掲示場の設置開始から掲示場の撤去完了までの期間内に、掲示場が原因で第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うこと。

(2) 受注者は、掲示場の設置開始から掲示場の撤去完了までの期間内に、掲示場が風雨やいたずらなどにより破損したときは、直ちに補修すること。

4 掲示場の撤去

(1) 掲示場は、令和7年7月21日（月）から撤去を開始し、令和7年7月25日（金）までに撤去を完了すること。ただし、無投票となった場合は、令和7年7月4日（金）から撤去を開始し、令和7年7月8日（火）までに撤去を完了すること。

(2) 撤去にあたっては道路交通法等の法令を遵守するとともに、交通誘導警備等を行う者を配置し、交通安全の確保に努めること。

(3) 掲示場の撤去開始日から撤去完了日までの間、撤去が終了した掲示場の番号を区選管にファクス等により毎日報告すること。

(4) 掲示場の撤去にあたっては、番線、釘、針金などの切れ端も確実に回収すること。

(5) 掲示場の候補者のポスター等は、有権者の目にふれることのないよう処理すること。

(6) 掲示場撤去完了後、区選管職員の確認を受けること。この際、掲示場の撤去、設置場所の原状復旧等について指示があった場合は、その内容に従い撤去等やり直した上で、区選管職員に再度確認を受けること。

(7) 業務の施行により生じた廃材等は、受注者の負担により、関係法令を遵守して適正に処分すること。ただし、市又は区の選挙管理委員会事務局職員が指示する物件については、別途指定する箇所に保管すること。

(8) 受注者は、当掲示場の撤去完了後速やかに「**撤去届**」を、区選管を経由して市選管に提出すること。

5 ポスター掲示板のリサイクル

(1) 使用後の掲示板については、リサイクル処理をすること。

(2) リサイクルがされたことが確認できる証明書等を「**完了届**」に添付して市選管に提出すること。

6 その他

(1) 受注者は、掲示場設置時等に、市選管職員又は区選管職員の指示により、粗品を配布すること。

(2) 本業務は、参議院議員通常選挙が7月20日に執行を想定したものであるため、選挙期日の変更が生じた場合は、市選管職員に業務スケジュールを協議の上対応すること。

- (3) 上記1～5の業務について疑義が生じた場合又はこれにより難い事由が生じた場合、受注者は、事前に市選管及び該当の区選管の指示を仰ぎ又は協議の上対応すること。